

広川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

広川町農業委員会

農業委員会等に関する法律において、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられました。農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、広川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 年間 7 h a

【目標設定の考え方】

遊休農地面積（緑区分）の5分の1の面積とした。

(2) 遊休農地の解消に向けた具体的な取り組みについて

農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を図りながら農地パトロール等により遊休農地の状況を把握し、所有者に指導を行うとともに、利用意向調査を実施し農地中間管理機構への貸し付けを促すなどの遊休農地解消に向けた取り組みを行う。また再生利用が困難（赤区分）とされた農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 年間 20 h a

単年度の目標達成可能な面積として過去5年間の新規集積面積の平均値である20 h aを農地利用集積の目標とした。

(2) 担い手への農地の集積・集約化に向けた具体的な取り組みについて

担い手の意向を踏まえた農地の集約化のために、農地中間管理機構や農業経営基盤強化促進法を活用した所有権移転または利用権設定により担い手への農地利用集積を進める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 年間 5 経営体

単年度の目標達成可能な面積として過去 5 年間の新規就農者数の実績を考慮し、5 経営体とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組みについて

町、JA、普及指導センター等の関係機関と連携し、新規参入者に対して各種補助制度の情報、就農する農地の情報提供、技術的指導などの支援することで新規参入の促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。